

## EXTAGEカード特約

**第1条 (定義)** 1.本特約に基づきカード発行会社（以下「当社」といいます。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社とJCBを併せて「両社」といいます。）が会員に対し発行・貸与するカードを、「JCB GOLD EXTAGE」または「JCB CARD EXTAGE」（以下併せて「EXTAGEカード」といいます。）といいます。 2.本特約、両社が別途定める会員規約（個人用）（以下「会員規約（個人用）」といいます。）およびMyJ関連規定類を承認のうえ申し込まれた方で、両社が審査のうえ入会を承認した方をEXTAGEカード会員といいます。

3.本特約において用いられる用語は、本特約において別段の定めがない限り、会員規約（個人用）、両社が別途定めるMyJCB利用者規定、J/Secure(TM)利用者規定またはMyJチェック利用者規定における意味を有するものとします。なお、本特約において、MyJCB利用者規定、J/Secure(TM)利用者規定およびMyJチェック利用者規定を総称して、「MyJ関連規定類」といいます。

**第2条 (ご利用代金明細の確認方法)** EXTAGEカードの入会をもって、EXTAGEカード会員は、MyJチェック利用者規定所定のMyJチェックサービス（以下「MyJチェックサービス」といいます。）の利用を両社に申請し、両社からその承認を得たものとみなします。MyJチェック利用者規定に基づき、本会員に対し原則としてご利用代金明細書は送付されないものとします。本会員は、MyJCBによってご利用代金明細を確認することができます。

**第3条 (EXTAGEカードの年会費)** 本会員は、当社が通知または公表するEXTAGEカードの年会費（家族会員の有無・人数によって異なります。）を毎年支払うものとします。

**第4条 (カード発行手数料)** 本会員は、前条に定めるEXTAGEカードの年会費のほかに、EXTAGEカードのカード発行手数料（本会員および家族会員1人あたり2,200円（税込）となります。）を当社に対し支払うものとします。ただし、本会員または家族会員がEXTAGEカードの入会後最初の有効期限まで継続して会員資格を有している場合（EXTAGEカードの入会後最初の有効期限まで継続して会員資格を有している会員を、以下「継続会員」といいます。）には、当社は、本会員に対し、当該継続会員に係るEXTAGEカードのカード発行手数料の支払いを免除します。

**第5条 (EXTAGEカード付帯サービス)** EXTAGEカード会員は、当社、JCBまたは当社もしくはJCBが提携する第三者（以下「サービス提供会社」といいます。）が提供するEXTAGEカード付帯サービスおよび特典（以下併せて「EXTAGEカード付帯サービス」といいます。なお、EXTAGEカード付帯サービスは、会員規約（個人用）所定の付帯サービスとは異なります。）を当社、JCBまたはサービス提供会社所定の方法により利用することができます。EXTAGEカード付帯サービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。

**第6条 (EXTAGEカード更新時の取り扱い)** 1.EXTAGEカードの有効期限は、カード上に表示された年月の末日までとします。EXTAGEカードの有効期限が満了した場合、第2項に基づきJCBゴールドカードまたはJCB一般カードがEXTAGEカード会員に対して発行されたか否かを問わず、EXTAGEカード付帯サービスは終了し、かつ本特約は失効します。 2.両社は、前項の有効期限までに退会の申し出のないEXTAGEカード会員で、両社が審査のうえ会員と認める方に対し、JCBゴールドカードまたはJCB一般カードを発行します。この際、JCB GOLD EXTAGEの発行を受けていたEXTAGEカード会員に対してはJCBゴールドカードが発行され、JCB CARD EXTAGEの発行を受けていたEXTAGEカード会員に対してはJCB一般カード（当該JCBゴールドカードまたは当該JCB一般カードを併せて以下「更新後カード」といいます。）が発行されます。なお、更新後カードが発行された場合、EXTAGEカードの有効期限の満了後においても、会員規約（個人用）（その後の変更を含みます。）およびMyJ関連規定類（その後の変更を含みます。）ならびにこれらに基づく権利義務（MyJチェックサービスを含みますが、これに限られません。以下本項において同じです。）は、更新後カードに係る契約およびこれに基づく権利義務として有効に存続します。 3.更新後カードの年会費は、別途当社が通知または公表するJCBゴールドカードまたはJCB一般カードの年会費となります。

**第7条 (本特約の改定)** 将来本特約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後にEXTAGEカード会員がEXTAGEカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。

**第8条 (適用関係)** 本特約に定めのある事項については本特約が優先し適用され、本特約に定めのない事項であってMyJ関連規定類に定めのある事項についてはMyJ関連規定類の定めが優先し適用され、本特約およびMyJ関連規定類に定めのない事項については会員規約（個人用）が適用されます。

---

カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「当社」、「両社」、「当社またはJCB」を「JCB」と読み替えます。

(TK300000・20200331)